## 働きながら安心して妊娠•出産を迎えるために

## 好妘ゆまたは出産後の

働く女性を支援する法律や制度があります

# 働きながら安心して妊娠•出産を迎えるために。 そのための制度を知って，活かしてください。 

「妊娠中や出産後も安心して働きたい」そう思っている女性は増えています。
働く女性の母性を尊重し，仕事と妊娠•出産との両立をサポートする法律や制度をご紹介します。 ご自分の会社にはどんな制度があるのか進んで調べてみましょう。 そして，妊娠がわかったら早めに会社に申し出て，制度を有効に活用してください。


さつそく会社に報告しましょう。娃娠がわかったら出産予定日や産休の予定を早め に会社に申し出ることが肝心です。娃婦建診を受 けるための回数は，次のとおり確保できます。



Q：勤務時間中でも，妊産婦健診を受けに行けますか？
A：事業主は，妊産婦の女性労働者から健康診査を受ける ための時間の確保について申出があった場合は，必要な時間を確保できるようにしなければなりません。
（男女雇用機会均等法第 12 条関係）

## Q：具合の悪い時や疲れた時など， <br> 休憩時間を長くしてもらえることはできますか？

A：医師から休憩に関する措置について指導を受けた旨女性労働者から申出があった場合には，事業主は休憩時間 を長くする，回数を増やす等必要な措置を講じなければ なりません。
（男女雇用機会均等法第 13 条関係）

## Q ：身体の負担の少ない業務に変えてもらうことはできますか？

A：妊娠中の女性が請求した場合には，他の軽易な業務にさ せなければなりません。
（労働基準法第65条第3項関係）

## Q：残業や深夜業，休日出勤を免除してもらえますか？

A：妊産婦が請求した場合には，時間外労働，休日労働又は深夜業をさせることはできません。
＊深夜業とは，午後 10 時から午前 5 時までの間の就業のことをしいいます。 （労動基準法第66条第2項，第3項関係）

## Q：産休•育休からの復帰後に，育児時間がとれると聞いたのですが。

A ：生後 1 年に達しない子を育てる女性は，1日 2 回，各々少 なくとも30分間育児時間を請求することができます。
（労働基準法第67条関係）

## 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を有効に活用しましょう。

時差通勤をはじめ作業の軽減，休咊，勤務時間の短縮，休業など，医師等が必要であると認めた指導事項を会社に伝える際に利用します。母健連絡カードを提出することにより，記入事項に従った措置を受けることができます。本パンフレットのカードを切り離してお使いください。

ご利用方法は「女性にやさしい樴場づくりナビ」でもご確認いただけます。

# 母性健康管理指導事項連絡カード 

平成 年 月 日<br>\section*{事 業 主 殿}<br>医療機関等名<br>$\qquad$<br>医師等氏名<br>印

下記の1の者は，健康診査及び保健指導の結果，下記2～4の措置を講ずることが必要であると認 めます。

## 記

## 1．氏 名 等

| 氏 名 | 妊娠週数 | 週 | 分娭予定日 | 年 | 月 | 日 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

2．指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）


| 症 |  | 等 |  | 指導項目 | 標 準 措 置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 妊娠中にか かりやすい病気 | 静脈瘤 | 症状が著しい場合 |  |  | 長時間の立作業，同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩 |
|  | 痔 |  | い場合 |  |  |
|  | 腰痛症 |  | 場合 |  | 長時間の立作業，腰に負担のかかる作業，同一姿勢を強制される作業の制限 |
|  | 朖胱炎 |  | 軽 症 |  | 負担の大きい作業，長時間作業場所を離れるこ とのできない作業，寒い場所での作業の制限 |
|  |  |  | 重 症 |  | 休業（入院加療） |
| 多胎妊娠（ 胎） |  |  |  |  | 必要に応じ，負担の大きい作業の制限又 は勤務時間の短縮 <br> 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合，特 に慎重な管理が必要 |
| 産後の回復不全 |  |  | 軽 症 |  | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 |
|  |  |  | 重 症 |  | 休業（自宅療養） |

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。
$\square$

3．上記2の措置が必要な期間
（当面の予定期間に○を付けてください。）

| 1週間（ | 月 | 日～ | 月 | 日） |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 2週間（ | 月 | 日～ | 月 | 日） |  |
| 4週間（ | 月 | 日～ | 月 | 日） |  |
| その他（ |  |  |  | ） |  |

## 4．その他の指導事項

（措置が必要である場合は○を付けてください。）

| 妊娠中の通勤緩和の措置 |  |
| :--- | :--- |
| 妊娠中の休咊に関する措置 |  |

〔記入上の注意〕
（1）「4．その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には，交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかん がみ，措置が必要な場合，○印をご記入下さい。
（2）「4．その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には，作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ，休憩に関する措置が必要な場合，○印をご記入下さい。

## 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり，医師等の指導事項に基づく措置を申請します。
平成 年 月 日
所 属

氏 名
印

## 事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が，また，「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

